

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称：保険業法

規制の名称：保険仲立人に対する規制緩和

規制の区分：新設、(改正) (拡充、(緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：令和2年11月30日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、独立した立場で保険募集を行う保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められていた当局の認可を不要としても、

- ・制度導入時から法改正時に至るまで長期保険の媒介において保険契約者等の保護に欠けるような事例はなかったこと
- ・当時の法改正において情報提供義務や意向把握義務の導入により保険契約者等の保護の強化が図られる予定であったこと

を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から支障がないと認められたため、規制緩和によって新規参入や既存業者の活性化を促す観点から、当該認可を不要としたもの。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時、ベースラインとして、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に、保険契約者等の保護の観点から不要としても支障がないと認められる、当局の認可を要することにより、新規参入や既存業者の活性化を阻害する可能性があった。こうしたベースラインの考え方は、事後評価時においても同様である。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、規制を緩和することにより保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が見込まれることから、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることが必要であるとしていた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。そのため、当該規制の見直しの必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることから、認可申請を行うための事務負担・費用負担が減少するとしていた。日本保険仲立人協会に加盟する保険仲立人を対象に確認したところ（2020年3月末時点で、保険仲立人全52社中、48社が加盟）、当該規制の見直しの後、新規参入した保険仲立人又は（当該規制の見直しの前から登録している）既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しないため（2020年3月末現在）、事前評価時に見込まれた認可申請を行うための事務負担・費用負担の減少も発生していない。

### ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることから、認可申請に対する審査のための事務負担・費用負担が減少するとしていた。④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、新規参入した保険仲立人又は（当該規制の見直しの前から登録している）既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しないため、事前評価時に見込まれた認可申請に対する審査のための事務負担・費用負担の減少も発生していない。

### ⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることによって、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が期待できるとしていた。当該規制の見直しの前後における保険仲立人の登録件数を比較すると、2010～2014年の5年間に7件の登録があった一方で、当該規制の見直し後の2015～2019年の5年間には16件の登録があり、登録件数の増加ペースは倍加している。当該規制の見直しの効果を抜き出して把握することは困難であるものの、当該規制の見直しや保険仲立人が供託することを求められる保証金の最低金額の引下げ等により新規参入のハードルが緩和されたことが寄与しているものと強い蓋然性をもって推認される。なお、④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、（当該規制の見直しの前から登録している）既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しない。

### ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

その効果を定量的に把握することや、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難であるものの、保険仲立人の登録件数の増加ペースの状況から、規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込まれた効果が（部分的にはあるものの）発現しているものと強い蓋然性をもって推認される。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、新規参入した保険仲立人又は（当該規制の見直しの前から登録している）既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しない。したがって、現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直し後、事後評価時点（2020年3月末現在）までに適用実績がなかったため、規制の見直しにより遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方で、規制の事前評価時に見込まれた効果は（部分的にはあるものの）発現しているものと強い蓋然性をもって推認される。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。